

Business News

第311号

三井住友海上経営サポートセンターでは、会員企業・法人の経営者の皆様から各種経営相談をお受けしています。また Business News を定期的にお届けして皆さまに各種経営情報をご提供いたします。本号は、前回に引き続き「社会保険の適用拡大」について、社会保険労務士法人みらいコンサルティングに寄稿いただきました。

社会保険の適用拡大における短時間被保険者の要件

前回に引き続き、社会保険の適用拡大についてご案内します。今回は、適用拡大により社会保険の加入対象となる短時間労働者（以下「短時間被保険者」）について、要件の詳細をお伝えします。

1. 「特定適用事業所」に勤めていること

特定適用事業所とは、厚生年金保険の被保険者数が常時100人を超える事業所のことをいいます。この人数には、短時間被保険者となる人や70歳以上の人は含まれません。常時100人を超えるとは、被保険者数が12か月で6か月以上100人を超えることが見込まれる状態をいいます。

同一事業主で複数の適用事業所がある場合は、同じ法人番号の適用事業所の合計人数で判断します。（個人事業所は、個々の適用事業所単位の人数で判断します。）

2. 週の所定労働時間が20時間以上であること

「週の所定労働時間」とは、就業規則、雇用契約書によって定められる通常の週に勤務すべき時間をいいます。所定労働時間が定められている単位により、以下の算定方法で「週の所定労働時間」を求めます。

- ・週単位 → 定められた所定労働時間
- ・月単位 → 1か月の所定労働時間 × 12/52
- ・年単位 → 1年間の所定労働時間 ÷ 52

*雇用契約上の週の所定労働時間が20時間未満であっても、タイムカード等に基づく労働時間の実態が2か月連続で週20時間以上となり、なお引き続き見込まれる場合には、3か月目から加入対象となります。

3. 雇用期間が継続して2か月を超えると見込まれること

次のいずれかに該当する場合は、「2か月を超えると見込まれる」こととなります。

- (1)期間の定めがない雇用契約
- (2)雇用契約期間が2か月を超えている
- (3)雇用契約期間が2か月以内であっても、(ア)雇用契約書等に、契約が更新される旨または更新される可能性がある旨が明示されている、(イ)同様の雇用契約により雇用された方について更新等により最初の雇用契約の期間を超えて雇用された実績がある

4. 月額賃金が8.8万円以上であること

基本給及び諸手当で判断しますが、次の賃金は除きます。

- (1)臨時に支払われる賃金および1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- (2)時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金(割増賃金など)
- (3)最低賃金に算入しないことが定められた賃金(精皆勤手当、通勤手当、家族手当)

*社会保険料の算定基礎とは異なりますので、ご注意ください。

5. 学生でないこと

学生であっても、次の方は短時間被保険者となります。(1)休学中、(2)大学の夜間学部や高等学校の夜間等の定時制課程に在学、(3)卒業見込証明書を持ち卒業前から就職し卒業後も引き続き勤務予定

詳細は厚生労働省HPをご確認ください。 <https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/>

(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)

このニュースは三井住友海上経営サポートセンターの会員様に発信しております。

三井住友海上火災保険㈱ 101-8011東京都千代田区神田駿河台3-9 TEL03-3259-1443 URL<https://www.ms-ins.com/business/keiei-support/>

※三井住友海上では、外部専門家と連携し、企業・法人経営者の皆様へ有益な情報を提供しています。

N311